

第5章

子ども・子育て施策の展開

基本目標1 教育・保育サービスの充実



施策1 教育・保育提供体制の整備

現状と課題

- 子どもの育ちに大きく関わる幼稚園・保育園において、適切な環境で教育・保育が実施されるよう、施設設備や人員配置など、ハード面・ソフト面の両面から整備していく必要があります。
- アンケートによると、利用状況としては幼稚園・保育園が回答を二分しているものの、今後の利用意向としては、認定こども園、勤務先の保育施設なども高くなっています。また、幼稚園については利用状況よりも利用意向が高く、教育ニーズも含めた多様なニーズへの対応が求められています。
- 本市では、市内公私立保育園の施設老朽化に伴い、耐震改修工事及び耐震新築工事を実施しており、安全・安心な保育環境の整備を図っています。

施策の方向性

- すべての子どもに対して安全・安心な教育・保育環境を提供できるよう、幼稚園・保育園の耐震化等の整備を図ります。
- 市内のどこの地域でも、教育・保育の両方のニーズに対応できるよう、教育施設のない地域への認定こども園の設置を検討します。

施策1 の達成に向けた成果指標

公立保育園の
認定こども園化

実績(平成26年度)

0園



目標(平成31年度)

2園

【具体的な取り組み】

★のついている事業は、第4章において量の見込みと確保の内容を設定している事業です。

NO.	事業名	事業内容	所管課
1	幼稚園における就園奨励費の助成	○家族の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減を図ります。(継続)	学校教育課
2	★幼稚園運営の支援	○多感な幼児期の学力向上・豊かな人間性の育成のため、幼児教育の充実を図ります。(継続) ○幼児教育の充実とあわせて私立幼稚園の振興を図ります。(継続) ○私立幼稚園に対して認定こども園についての情報を提供し、認定こども園化に移行する際の支援を行います。(新規)	学校教育課 子ども家庭課
3	公立保育園の整備充実	○子どもを安心して預けられる子育て施設の充実に向け、公立保育園の耐震化等の整備を実施します。(継続) ○教育の提供体制が整っていない地域の公立保育園を、認定こども園に移行していきます。(新規) ○公立保育園の民営化の方針決定についての検討委員会を庁内に設置し、検討を進めます。(新規)	子ども家庭課 (都市計画課)
4	私立保育園の整備促進	○各園の改修計画の把握と補助基準等の再検討を行い、計画的な事業の推進を図ります。(継続) ○私立保育園に対して認定こども園についての情報を提供し、認定こども園化に移行する際の支援を行います。(新規)	子ども家庭課

施策2 教育・保育サービスの質の向上

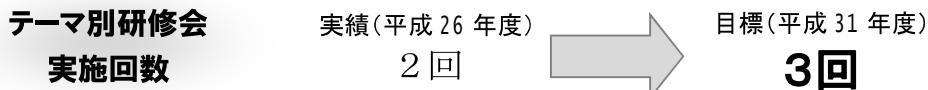
現状と課題

- 子どもの健やかな育ちを支援していくためには、子どもを預ける場所を増やすだけでなく、教育・保育環境の質的向上を図っていくことが欠かせません。
- 市内では、私立保育園が9園、公立保育園が10園あり、民間活力を活用しながら保育環境の充実を図っています。

施策の方向性

- 市内のどの園においても質の高い教育・保育が受けられるよう、研修などの実施により、幼稚園教諭や保育士の資質の向上を図ります。

施策2の達成に向けた成果指標



【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業内容	所管課
5	保育士の研修	<ul style="list-style-type: none">○県で実施している保育士研修について情報提供を行い、参加を促進します。(継続)○市における保育士研修の実施を促進します。(継続)	子ども家庭課
6	保育士の人材確保	<ul style="list-style-type: none">○保育士を恒常的に確保し、定着率を高めるため、働く場の環境を整え待遇改善を図ります。(新規)○潜在保育士が保育現場に復帰できるよう、復職支援プログラムを整えていきます。(新規)	子ども家庭課
7	保育園における苦情処理体制の強化・確立	<ul style="list-style-type: none">○保護者などからの苦情を解決し、保育サービスの質の向上を図るため、保育園の苦情処理体制を確立します。(継続)	子ども家庭課

施策3 産後の休業及び育児休業後の保育園等の円滑な利用の確保

現状と課題

- 近年、育児休業制度の整備・定着を背景に、出産後も働き続ける女性が増加しており、育児休業制度が終了する時期である1歳児の子どもの保育ニーズが増大しています。1歳児期の入園申込みが集中すること、年度途中入園が難しいことなどから、育児休業を早期に切り上げ、比較的入園しやすい時期に子どもを預ける保護者が増えています。
- アンケートによると、育児休業を取得した人のうち、保育園への入園に合わせたタイミングで職場復帰している人が多くなっています。

施策の方向性

- すべての園における年度途中入園への対応を継続して実施します。
- 産後休業中、育児休業中の保護者に対して、年度途中入園利用の情報提供を行い入園の円滑化を図ります。

施策3の達成に向けた成果指標

**年度途中入園への
対応園** 実績(平成26年度)
100% → 目標(平成31年度)
100%

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業内容	所管課
8	年度途中入園	<ul style="list-style-type: none">○すべての保育園における年度途中入園への対応を行います。(継続)○定員の空き状況を把握し、受け入れ体制が十分でない場合は、臨時職員採用による保育士の増員を検討します。(継続)	子ども家庭課
9	産休中、育休中の保護者への保育サービスについての情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none">○産後休業中、育児休業中の保護者の保育園利用の円滑化を図ります。(継続)○利用者支援事業の実施により、保育園の入園に関する相談支援、情報提供を実施します。(新規)	子ども家庭課

基本目標2 地域における子育ての支援



施策1 子育て支援サービスの充実

現状と課題

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化などを背景に、子育てについての不安や悩みを相談できず、地域から孤立している家庭が増えています。こうした育児不安の解消には、地域コミュニティを通じた子育て支援の役割が大きく期待されます。
- 本市においては、核家族化世帯の増加、三世代世帯の減少が進んでおり、世帯規模が縮小化しています。アンケートによると、日頃子どもをみてもらえる環境にある人や、子育てについての相談相手がいる人は多いものの、そういうった助けが受けられない人もみられるため、身近な地域における見守り・支え合いも含めた子育て支援の役割を一層強化していく必要があります。
- 本市では、市内の中学校校下のふれあいセンター内の児童室を利用した子育てサロンや、倉知保育園内の「ははこぐさ」、むげがわ保育園内の「むげがわ子育て支援センター」において、子育てへの不安に対する相談や子育て親子の交流できる集いの場を提供しています。また、親族等から家事・育児等の支援を受けられない家庭への子育て支援スタッフ派遣や、親子の集いの場への子育てコンサルタントの配置などにより、子育て家庭の不安や負担の軽減を図っています。
- アンケートによると、地域で実施されている子育て支援事業の認知度や利用状況は事業によりばらつきが出ており、事業の周知が行き届いていないために、支援が必要な人が利用に至っていない状況が想定されます。子育て支援事業の対象や目的は多様であるため、内容も含めて事業の周知を進めていく必要があります。

施策の方向性

- 地域のなかで、親子で交流し、相談支援や情報提供が受けられる場の充実を図ります。
- 市ホームページやガイドブックなどにより、市内の子育て支援に関する情報提供を推進します。
- 子育て支援サービスに関する情報提供と相談支援を専門とした「子育てコンシェルジュ」の養成を行い、支援が必要な人を円滑にサービス利用に結びつける体制を整備します。

施策1 の達成に向けた成果指標

子育てコンシェルジュの配置

実績(平成26年度)

0か所

目標(平成31年度)

1か所

【具体的な取り組み】

N O .	事業名	事業内容	所管課
10	★地域子育て支援拠点事業	○親子の孤立化を防ぎ、地域との関わり合いのなかで子育てができるよう、倉知保育園内の「ははこぐさ」、むげがわ保育園内の「むげがわ子育て支援センター」において、育児不安等についての相談指導、育児サークルへの支援、地域の保育資源の提供等を行います。(継続)	子ども家庭課
11	★ファミリー・サポート・センター事業の充実	○育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。(継続) ○依頼会員に対して提供会員が不足しているため、事業を周知し、提供会員の増加を図ります。(継続)	子ども家庭課
12	★子育て短期支援事業(ショートステイ)	○保護者の病気や就労により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う一時預かりを実施します。(継続) ○一時的な保育需要に対応するため、事業の充実を図ります。(継続)	子ども家庭課
13	子育てサロンの充実(つどいの広場事業)	○子育てへの不安に対する相談支援を行うとともに、子育て親子が交流できる集いの場を提供します。(継続) ○指導員の専門性を高め、後継者の育成を行います。(新規)	子ども家庭課
14	子育て支援スタッフ派遣事業	○出産予定日が6週以内の人及び0歳から5歳までの乳幼児を持ち、親族等から家事・育児等の支援を受けられない家庭を対象に、家庭に育児や家事に精通した経験豊富なスタッフを派遣し、炊事・洗濯・掃除などの指導や、乳幼児の授乳・おむつ交換などのアドバイスを行います。(継続) ○子育て支援ガイドブックの発行や子育てサークルの冊子、事業チラシを配布するなどの情報提供を行います。(新規)	子ども家庭課
15	児童センター事業	○子どもを対象に、健康を増進し、情操を豊かにするため、健全な遊びの機会を提供するとともに、保護者への相談支援を行います。(継続)	子ども家庭課

NO.	事業名	事業内容	所管課
16	子育てコンサルタント事業の充実	○子育てサロンや児童センターにおいて、コンサルタントによる読み聞かせなどの催しを行い、親子でふれあえる場を提供します。(継続)	子ども家庭課
17	子育てについての情報提供の推進	○子育て支援ガイドブックにより、市内の子育て支援に関する情報提供を推進します。また、市ホームページにも電子書籍として掲載します。(新規)	子ども家庭課
18	★利用者支援事業	○子どもと保護者の身近な場所において、幼稚園や保育園、子育て支援事業の情報提供、必要に応じた相談・助言を行うことができる「子育てコンシェルジュ」を養成します。(新規) ○子育てサロンや児童センターへの相談員(コンシェルジュ)出張事業や、空き店舗等を利用したサロンの運営を検討します。(新規)	子ども家庭課

施策2 子育て支援ネットワークづくり

現状と課題

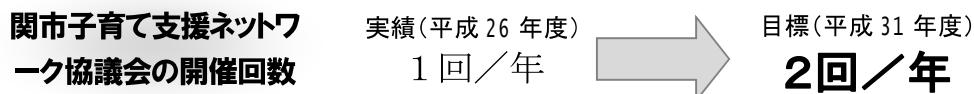
○市内では、社会福祉協議会をはじめとする様々な機関、団体により子育て支援が実施されています。こうした活動をより効果的に実施していくためには、それぞれの活動主体の役割分担を明確にし、連携・協力のもと、子育て支援のネットワーク化を図っていくことが大切です。

○本市では、社会福祉協議会が行う事業について、市民への周知が不足しており、地域や各種団体との連携が不十分な状況であることが課題となっています。

施策の方向性

○地域住民、福祉団体等と行政の連携を強化し、地域全体で子育て支援を行う体制を整備します。

施策2の達成に向けた成果指標



【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業内容	所管課
19	関係機関との連携強化による子育て支援	○地域福祉推進機関である社会福祉協議会、民生委員児童委員等の資質向上、機能強化を図ります。(継続) ○地域のネットワークづくり、総合サービスシステムの確立を図ります。(新規)	福祉政策課
20	関市子育て支援ネットワーク協議会	○福祉関係団体、保健関係機関、教育関係機関及び団体、子育てサークル、ボランティア団体等の代表で組織される「関市子育て支援ネットワーク協議会」の実施により、子育て支援に関する情報共有・連携体制を整備します。(継続)	子ども家庭課
21	子育てサークルへの支援	○サークル同士の交流会、連絡調整等の支援を行います。(継続)	子ども家庭課

NO.	事業名	事業内容	所管課
22	主任児童委員の活動	○地域で発生する個別事案について関係行政機関や民生委員児童委員と連携を密にし、子どもの家庭環境・社会環境の情報を収集しながら相談・支援活動を行います。（継続）	子ども家庭課

施策3 児童の健全育成

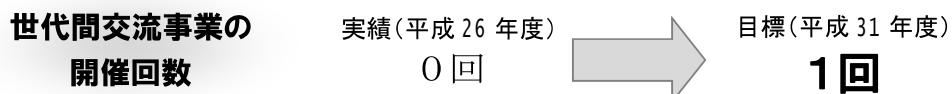
現状と課題

- 地域において、同年代の子どもから大人まで、様々な年代の人との交流しながら成長できることは、遊びや交流を通じた規範性・社会性の発達など、子どもの基本意識の形成に大きな影響があります。
- 本市では、全国的な動向と同様に少子化が進んでいます。上之保地区等の中山間地では特に少子化・人口減少の傾向にあり、子ども集団が形成されにくくなっています。
- アンケートによると、関市が子育てしにくいと感じる理由について、子どもの遊び場の不足を指摘する声が多くなっており、多年代と交流できる場の確保が必要となっています。

施策の方向性

- 子どもが地域において自主的に参加できる交流の場、遊び場の充実を図ります。

施策3の達成に向けた成果指標



【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業内容	所管課
23	世代間交流事業の 推進	<ul style="list-style-type: none">○保育園児による高齢者施設の訪問などにより、世代間交流を促進します。 (継続)○地域での行事などを中心に、高齢者と子どもや他の世代との交流の場づくりを図ります。(新規)	子ども家庭課
24	ちびっ子広場の整備 助成充実	○遊び場に恵まれない地域の子どもが、危険な場所を離れてのびのびと遊べるよう、ちびっ子広場を管理する自治会等に対して整備費用を助成します。(継続)	子ども家庭課

NO.	事業名	事業内容	所管課
25	読書講演会の開催 読み聞かせ教室の開催	○生涯学習の芽を幼少時代から育てるとともに、読書習慣や図書利用の定着を図ります。(継続) ○指定管理者制度を生かし、運営を促進します。(継続)	図書館

基本目標3 子どもや母親の健康の確保及び増進



施策1 子どもや母親の健康の確保

現状と課題

- 安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得、体験機会の提供など、親になるためには様々な準備が必要です。
- 本市では効果的な母子保健対策の推進を図るため、母子保健計画（せき・健やか親子プラン）を策定し、「安心・安全な妊娠出産ができる」「安心して楽しく子育てができる」を健康目標に、親子の心身の健康の確保のための取り組みを進めてきました。平成26年度は第3次計画の最終年度にあたるため、取り組みの評価と残された課題を明確にし、新たな計画の策定を進めています。
- 本市では、妊婦健康診査の受診率の向上に努めるとともに、健康診査未受診者の状況把握に努めています。
- 妊娠届出や妊婦健康診査、乳幼児健康診査や相談事業、予防接種など母子を取り巻く情報を総合的に把握し、効果的な支援に結び付け、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策を実施する必要があります。

施策の方向性

- 母体の健康管理の充実と要支援妊婦への支援、不妊治療を含む不妊への理解を深める啓発など、妊娠・出産期への関わりを推進します。
- 未熟児・低出生体重児支援や家庭訪問、健康診査・相談事業等の未受診者対策、保健指導、食育の推進、成長発達段階に応じた事故予防啓発、予防接種の推進など、総合的かつ効果的な母子保健事業を推進します。

施策1の達成に向けた成果指標

赤ちゃん訪問実施率

実績(平成25年度)

99.9%



目標(平成31年度)

現状維持

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
26	相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期、出産期における不安や負担の軽減を図るため、関係機関との連携により、妊産婦への専門的な健康相談を実施します。 (継続) ○医療機関と連携し、未婚、若年、心身の健康に不安があるなどの要支援妊婦を早期に把握し支援します。 (継続) 	保健センター
27	★妊婦健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦と胎児の異常の早期発見、適正な保健指導につなげるため、母子の健康状態を定期的に確認します。 (継続) ○対象者への周知徹底を図り、受診率の向上に努めるとともに、引き続き未受診者の状況把握に努めます。 (継続) 	保健センター
28	乳幼児健康診査等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○待ち時間対策や職員のスキルアップ等健康診査内容の充実を図り、親の健康診査満足度の向上に努めます。 (継続) ○子どもの成長に合わせ、定期的な健康診査を実施し、発達の状況の確認を行うとともに、発達に遅れがある場合の早期発見・早期療育につなげます。 (継続) ○1歳6か月児健康診査の1回の対象人数を見直し、内科・歯科健康診査の同日実施を検討します。 (新規) 	保健センター
29	★家庭訪問事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○母子の心身の健康の推進と子育て家庭の不安や悩みの軽減を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師、助産師が訪問します。 (母子保健法：新生児訪問、児童福祉法：乳児家庭全戸訪問事業を合わせて実施します。) また、出産後の不安の軽減をできるだけ早期に行う必要から、生後2か月未満での訪問に努めます。 (継続) ○要支援妊婦や未熟児、健康診査未受診者等の訪問を実施し、状況把握に努め、必要な支援を行います。 (継続) 	保健センター

NO.	事業名	事業内容	所管課
30	各種健康教室等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心な出産を迎えるよう、プレママ教室などを通じて、父親・母親双方への母体の健康管理や妊娠出産に関する知識を普及します。（継続） ○子どもの発育発達や子育てについての正しい知識、成長発達段階に応じた事故予防の知識を身につけられるよう、乳幼児健康教育や子育て講演会を実施します。（継続） 	保健センター 保育園 養護訓練センター 子育て支援センター
31	感染症予防知識の啓発及び予防接種の実施と危機管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種の実施等適切な予防措置により、感染症予防を図ります。また、災害時や新型感染症の発生等の事態に備え、必要時感染症予防の啓発を実施し、危機管理体制の整備を図ります。（継続） ○乳幼児健康診査等の機会や就学時健康診査時に、予防接種歴の確認と接種勧奨を行い、引き続き接種率の向上を図ります。（継続） 	保健センター
32	保健センターの施設環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診査、予防接種、健康相談等に来所される市民に快適な環境を提供するために、保健センター施設環境の充実を図ります。（継続） 	保健センター
33	食生活相談・指導の充実及び食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○食生活の相談、個別指導の充実及び正しい栄養知識の普及を図ります。（継続） ○食育に関する啓発活動を実施します。（継続） 	保健センター 保育園

施策2 思春期保健対策の充実

現状と課題

- 思春期は子どもから大人への過渡期であり、心や体の発達にとって重要な時期です。一方で、ライフスタイルや人間関係の広がりなどにより、生活習慣が乱れがちになったり、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かすものについて興味を持ちやすい時期でもあり、本人の生涯にわたる心身の健康の確保に向けては、健康に対する正しい知識の浸透と、正しい生活習慣の確立が必要です。
- 思春期は、将来家族を持つための心身の準備期間でもあり、性や性感染症に対する正しい知識を身につけていく必要があります。
- 本市では、子どもいきいき事業や薬物乱用防止教室等において、専門家により健康指導を実施しています。また、学校に「心の相談員」を配置し、不登校の児童生徒へのきめ細かい支援や、不安や悩みを抱える児童生徒への支援を行っています。
- 児童生徒が心身の健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を継続する力や氾濫する情報から正しい知識や行動を選択する力を育む必要があります。

施策の方向性

- 児童生徒の健康・安全を確保するため、学校保健会や子どもいきいき事業と連携を図りながら、保護者も含めた思春期における健康教育を進めます。
- 自立や社会参加に向け、持てる力を高め、生活や学力上の困難を改善または克服するための適切な指導援助を行います
- 「心の相談員」の増員を図りながら、よりきめ細かな相談体制を整備します。
- 行政、学校、医療、地域、民間団体などを巻き込んだ具体的な連携を進めます。

施策2の達成に向けた成果指標

心の相談員の配置	実績(平成26年度)	目標(平成31年度)
	67%	71%

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
34	思春期の保健対策の強化と健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○喫煙や薬物等に関する教育、命の大切さ・心の問題に対する取り組みの充実を図ります。 (継続) ○健康的な生活習慣の確立ができるよう、健康教育を推進します。 (継続) 	学校教育課 保健センター 生涯学習課
35	PTA や家庭教育学級の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の理解と協力のもと思春期保健対策が進められるよう、学校薬剤師や子どもいきいき事業の専門家による指導時に、児童生徒とともに保護者の参加を促します。 (新規) ○子どもいきいき事業や薬物乱用防止教室等、専門家による指導の際に、保護者の参加を継続して促し、家庭との連携も図ります。 (新規) 	学校教育課 保健センター 生涯学習課
36	心の相談員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校やひきこもりなどの悩みを抱える子どもや保護者の相談に対して、心の相談員を配置します。 (継続) ○心の相談員の増員を図るとともに、県のスクールカウンセラーと連携して相談体制の充実を図ります。 (継続) 	学校教育課
37	赤ちゃんふれあい体験等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○命の大切さを学ぶ取り組みの充実を図ります。 (継続) 	保健センター
38	相談窓口の充実と周知	<ul style="list-style-type: none"> ○望まない妊娠、性感染症、心身の健康づくりに関する相談場所として、県が実施する女性相談センターや保健センターの周知を図ります。 (継続) 	保健センター 子ども家庭課

施策3 小児医療の充実

現状と課題

- 子どもの事故や病気に迅速かつ適切な対応が図れるよう、小児医療体制を充実・強化していく必要があります。
- 本市では、子ども医療費助成を段階的に拡大しており、平成23年4月より中学校3年生までの入院・外来にかかる医療費を無料としています。
- 父子医療については、平成25年10月より所得制限を廃止し、対象の拡大を図っています。
- 初期夜間急病診療支援室や、土曜日午前中に実施している休日の小児診療を実施し、親子の安全・安心に寄与しています。利用は少数となっていますが、ニーズは高くなっています。親子の安全を確保していくためにも、いつでも医療が受けられる体制の一層の充実が求められています。

施策の方向性

- 父子医療費の助成などについて、申告漏れ防止のため、引き続き広報紙や市ホームページ等により制度の周知徹底を図ります。
- 休日・夜間の急病時に、医師が迅速に診療できる医療体制を整備するため、武儀医師会や中濃厚生病院への支援を実施し、休日夜間急病診療体制の充実を図ります。

施策3の達成に向けた成果指標

広報紙・市ホームページ

掲載回数

実績(平成26年度)

1回

目標(平成31年度)

2回

【具体的な取り組み】

N O .	事業名	事業内容	所管課
39	乳幼児福祉医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校卒業まで、外来・入院にかかる医療費（保険診療の自己負担）を助成します。（継続） ○広報紙や市ホームページにより制度の周知徹底を図ります。（継続） ○子育て支援ガイドブックを作成し、制度の周知を図ります。（新規） 	福祉政策課
40	中濃厚生病院の整備支援	<ul style="list-style-type: none"> ○医療水準の高い地域中核病院として、市民の保健医療の中心的役割を担うため、病床数の確保や診療科目・医療スタッフの充実など、整備支援を図ります。（継続） 	保健センター
41	救命救急センターの運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ○救命救急センターの円滑な運営を支援します。（継続） 	保健センター
42	休日在宅当番医制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○武儀医師会が主体となり、休日の昼間における地域住民の急病患者の医療体制を確保します。（継続） 	保健センター
43	病院群輪番制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○休日及び夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保します。（継続） 	保健センター

基本目標4 子どもの健全な心身を育むための教育環境の整備



施策1 学校の教育環境等の整備

現状と課題

- 教育基本法において、「幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」旨が明記されており、子どもの豊かな人間性を育んでいくためにも、子どもの成長に応じた教育環境を整備・充実していく必要があります。
- 小学校に入学したばかりの1年生が「集団行動が取れない」「授業中に座っていられない」「先生の話を聞かない」といった課題を抱えるなど、小学校生活にスムーズに移行できない「小1プロブレム」が増加しています。
- 本市では、まなびセンターにおいて、教職員に対する相談支援や研修を実施し、指導体制の強化を図っています。

施策の方向性

- 子どもが学ぶ喜びや確かな学力の向上を実感でき、規範性や社会性を身につけられるよう、魅力ある教育を実践できる環境を整備します。
- 幼稚園・保育園・小学校の連携を強化し、幼稚園・保育園から小学校への円滑な移行・接続を図ります。

施策1の達成に向けた成果指標

幼稚園・保育園・小学校の合同研修の実施回数

実績(平成26年度)

2回



目標(平成31年度)

3回

【具体的な取り組み】

N O .	事業名	事業内容	所管課
44	子ども学習支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○まなびセンターに教育研究所としての機能をもたせ、多様化する児童生徒の学習を支援し、能力の開発を図ります。 (継続) ○教職員の研修を行い、その資質の向上を図ります。(継続) 	まなびセンター
45	小学校との情報交換、連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保小の連続性や接続性を持たせるため、幼稚園や保育園と小学校との教育実践の交流や情報交換会を含めた研修を推進します。(継続) 	学校教育課

施策2 子どもの放課後の居場所づくり(放課後子ども総合プラン)

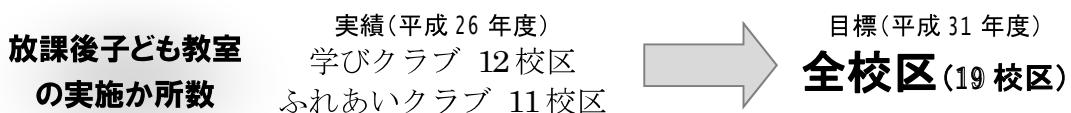
現状と課題

- 本市では、保護者の就労形態に多様化に伴い、年々留守家庭児童教室の利用が増加しています。
- 子ども・子育て支援新制度のもとでは、放課後児童クラブの高学年までの対象年齢の拡大が実施されることとなります。アンケートによると、高学年でも留守家庭児童教室の利用ニーズがみられるため、留守家庭児童教室のみにとらわれず、地域、学校、行政が連携して子どもの居場所づくりの充実を図る必要があります。
- 本市では、放課後子ども教室事業として、学びの場を提供する「学びクラブ」、体験・交流・遊びの場を提供する「ふれあいクラブ」を地域協働により実施しており、子どもへの豊かな体験活動の機会の提供のみならず、地域コミュニティの醸成に寄与しています。
- 留守家庭児童教室の対象年齢の拡大に伴い、実施場所・指導職員の確保が必要となっています。放課後子ども教室と留守家庭児童教室の理念や目的を明確にしつつ、連携・協力体制を強化することにより、放課後の子どもの安全・安心な場の提供を効果的に図っていく必要があります。

施策の方向性

- すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童教室の充実と、放課後子ども教室の実施か所の拡大を図ります。
- 両事業の効果的な実施に向け、留守家庭児童教室と放課後子ども教室の連携体制を強化します。
- 放課後を利用した、子どもの多世代交流の場づくりを推進します。

施策2の達成に向けた成果指標



留守家庭児童教室 学びクラブ・学校との 連携調整会議

実績(平成26年度)

0回

目標(平成31年度)

2回

【具体的な取り組み】

N O .	事業名	事業内容	所管課
46	★留守家庭児童教室の充実及び指導員の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○昼間保護者等のいない留守家庭児童の健全育成のため、空き教室等を利用した留守家庭児童教室を設置し、児童の生活指導を行います。(継続) ○全教室4年生までの受け入れを行い、利用時間の見直し及び利用料金の見直しを行います。(新規) ○指導員の育成と資質の向上を図ります。(継続) 	子ども家庭課
47	放課後子ども教室事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の健全育成を図るため、放課後や土・日曜日等に学び・体験・交流・遊びができる場を提供します。(継続) ○全小学校区での実施に向け、ふれあいクラブについては、実施可能な校区について毎年度調査を行い、事業を実施するための場所や条件が整えば、事業拡大を行います。(継続) ○未実施校区での実施に向け、コーディネーターなどの人材や、実施会場の確保を図ります。(継続) 	生涯学習課
48	留守家庭児童教室と放課後子ども教室の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○留守家庭児童教室・学びクラブの両方が設置される学区については、双方の指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。(継続) ○留守家庭児童教室・学びクラブの開設場所については、学校の教室使用の調整を行い、有効活用できるよう、教育委員会との連携強化を図ります。(継続) 	子ども家庭課 生涯学習課 学校教育課
49	新たな放課後の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の活力(地域委員会、ふれあいのまちづくり推進委員会、NPO等)を生かし、多世代交流を図りながら、子どもの新たな居場所づくりを推進します。(新規) 	子ども家庭課 生涯学習課 学校教育課 市民協働課

施策3 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- 子育ての出発点は家庭であり、子どもの健やかな育ちのためには、保護者が家庭教育の役割の重要性に対する理解をしっかりと認識し、子どもに対する愛情を持ちながら、教育・育成を行っていくことが何よりも大切です。
- アンケートによると、子育てや教育における家庭の役割を重視する声が多くなっています。また、子育てにおいて大切にしていることについて、「挨拶やお礼をきちんと言えること」「家族や他人を思いやり、やさしくすること」といった社会性や規範性を重視している声が多く、家庭や地域における様々な人との関わりのなかで子どもの健全育成を進めていく必要があります。
- 本市では、平成25年度より、従来PTA等により開催されていた家庭教育学級に加え、小・中学生の保護者を対象とした家庭教育学級特別講座を実施しています。また、平成26年度からは、幼稚園・保育園まで拡大し、家庭教育の役割と重要性の理解の浸透を図っています。さらに、乳幼児期家庭教育学級により、各地域の実情に合わせながら、仲間づくりや親子のふれあい、子育ての不安軽減といった、共通の認識を持ち、家庭教育に関する学びの場、親同士の交流の場を提供しています。

施策の方向性

- 幼児期の子どもを持つ保護者の家庭教育への関心を高めるとともに、知識の向上を図るため、指導員の養成や運営マニュアルの見直しなどを含めた家庭教育学級の内容の一層の充実を図ります。

施策3の達成に向けた成果指標

小・中学校家庭教育 学級講座への参加率

実績(平成25年度)

67%



目標(平成31年度)

100%

ブックスタートパック 配布率

実績(平成25年度)

99%



目標(平成31年度)

100%

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
50	乳幼児期家庭教育学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの身体や心の成長と発達や、しつけや家庭の関わり方についての知識の普及を行うとともに、親同士の仲間づくり、情報交換の場を提供します。(継続) ○指導アシスタントの人材発掘と指導育成を行います。(継続) 	生涯学習課
51	家庭教育学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の家庭教育への関心と知識を高めるため、幼稚園、保育園、小・中学校の親の会やP T Aで開催する家庭教育学級の内容の充実を図ります。(継続) ○小・中学校、幼・保育園を対象とした「家庭教育学級特別講座」の実施により、小・中学生や幼児期の子どもを持つ保護者の家庭教育への意識向上を図ります。(継続) ○生涯学習課に家庭教育専門員を置き、家庭教育学級運営マニュアルの見直しを実施し、内容の充実に努め、運営の助言指導を行います。(継続) 	生涯学習課
52	乳幼児の本との出会いづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○1歳児健康診査時に、ブックスタートパック(赤ちゃん向けの絵本や、イラスト入りのアドバイス集)の配布を行い、子どもたちの心身の健やかな成長を支援します。(継続) 	図書館

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進



施策1 男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現

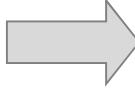
現状と課題

- 近年、女性の就労率が上昇しており、結婚・出産後も働き続ける女性が増加しています。その反面、人々の意識の中には、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識が残っており、男性の仕事に偏重した生活スタイルや、就職を希望しながらも結婚・出産によりあきらめざるを得ない女性が多いことなど、「仕事と生活の調和＝ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けては依然として課題が見られます。
- アンケートによると、今後の就労希望が叶えば、専業主婦（夫）の割合が減少し、両親ともにフルタイムで働く家庭が増加することが見込まれています。本市の女性の就労率は国よりは高くなっているものの、既婚女性の就労率は未婚女性と比較して特に20歳代後半から30歳代前半にかけて大きく差がみられるため、結婚・出産後の復職に向けての支援が必要となっています。
- アンケートによると、母親と比較して父親では育児休業の取得が進んでおらず、取得していない理由をみると、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」といった項目が高くなっています。一般的に父親に経済的な責任の負担が大きいこと、社会全体に男性の家事・育児への参画についての理解が浸透していないことを背景に、男性の家事・育児への参画がなかなか進んでいないことが課題となっています。
- 本市では、子育て中の人も含めた女性の雇用の確保・促進のため、岐阜県と連携を取りながら、女性のための再就職セミナーの実施などを行っています。また、子育て中または子育て後の女性に向けて、アピセ・関において内職の就業相談を実施しています。
- 家族とともに過ごす時間が増えることは、子どもの幸せにとって大切です。男女ともに仕事と家庭、育児に参画できるよう、職場環境の改善を図るとともに、家庭内での意識改革も進め、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。

施策の方向性

- ニーズに応じた就労・就業を促進するため、関係機関と連携しながら就労相談や各種セミナーを開催します。
- 女性の就労促進のため、女性の職業能力の向上や、結婚・出産後の復職に向けた支援を充実します。
- 男性の家事・育児参画への意識を高めるとともに、育児休業等を取得しやすい職場環境を整備します。

施策 1 の達成に向けた成果指標

**女性の再就職に関する
セミナーへの参加数** 実績(平成 25 年度) 10 人  目標(平成 31 年度) 35 人

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	所管課
53	女性の能力開発・就労促進に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">○岐阜県職業能力開発協会・21世紀職業財団・公共職業安定所・労働基準監督署等関係機関と連携し、女性を対象とした能力開発の講座を開催します。(継続)○雇用能力開発機構などの関係機関と連携し、パンフレットの窓口設置や広報紙への記事掲載を行い、就職に必要な資格や技術の習得について情報提供します。(継続)○内職就業相談室において、求職者に内職の相談・斡旋を行います。(継続)	商工課 福祉政策課
54	女性の再就職への支援	<ul style="list-style-type: none">○公共職業安定所や関係機関と連携し、子育てを終えた女性が再就職できるよう、広報紙やパンフレットで再雇用制度の啓発及び普及を図ります。(継続)○関係機関と連携し、育児や介護を理由に離職し、再就職を希望する女性を対象に、「再就職準備セミナー」の開催及び各種事業に関する情報提供を行います。(継続)	商工課

NO.	事業名	事業内容	所管課
55	勤労者資金金融資制度・住宅資金金融資制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○勤労者の生活安定、中小企業の職場環境整備のための融資・補助等の紹介を行います。(継続) ○広報紙掲載や各金融機関への要綱を送付するなど、積極的なPRを推進します。(継続) 	商工課
56	男女共同参画社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が多様な生き方を選択し、いろいろな分野で対等に参画できるまちづくりを推進します。(継続) ○「男女共同参画推進条例」の制定にあたり、市民参画を呼びかけることで、男女共同参画社会実現に向けた市全体での気運の醸成を図ります。(継続) ○市民フォーラムや男女共同参画セミナーを開催するとともに、一般参加者の拡大を図ります。(継続) 	市民協働課
57	市男性職員の育児休業取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○育児休業制度について周知し、市男性職員の育児休業取得を促進するとともに、周囲の理解の促進など取得しやすい環境づくりを推進します。(継続) 	職員課
58	育児、介護休業制度の定着促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市内企業に対し、育児休業制度、介護休業制度の周知を図ります。(新規) ○女性に偏りがちな休業取得の実態を改善するため、男性の育児、介護休業制度の活用を促進します。(新規) 	商工課
59	「男女雇用機会均等法」等労働関連法の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」や男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正に関する法令順守について、広報紙への掲載やパンフレットの配布を行い、事業主への周知・啓発を行います。(継続) 	商工課
60	労働環境の向上に関する情報提供及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○労働環境及び労働条件の向上のため、情報提供や指導を行います。(継続) ○女性特有の妊娠・出産に配慮した労働環境の整備を啓発します。(継続) 	商工課
61	ワーク・ライフ・バランスの普及と啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク・ライフ・バランスに関する考え方について広報紙及びパンフレットの配布等により、市民や企業に向けて普及・啓発を行います。(継続) 	商工課 市民協働課

施策2 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

- 仕事と子育ての両立に向けては、職場環境の充実はもちろん、それを支える子育て支援サービスの充実が不可欠です。
- アンケートによると、子どもが病気の際は、保護者が仕事を休んで対応している場合が多く、病児・病後児保育の実際の利用は少なくなっています。一方で、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、子どもの病気の際に対応できる人や場所が不足していることがあげられており、病児・病後児保育施設の潜在的なニーズは高いことがうかがえます。
- 本市では、平成25年度より託児ルーム「あゆっこ」を開設し、休日の預かりなど保護者の就労形態の多様化にあわせた保育事業の拡充を進めています。また、平成20年度より関中央病院内において病後児保育室を、さらに平成25年度より中濃厚生病院内において病児・病後児保育室を実施しており、事業の一層の周知と利用の円滑化を図っていく必要があります。

施策の方向性

- 保育園における通常保育事業に加え、延長保育事業や一時保育など、多様な保育サービスを提供することにより、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
- 第4章において設定している「量の見込みと確保の内容」を踏まえ、各年度における保育サービス・子育て支援サービスの利用状況と提供体制の確認・検証を行い、ニーズに対して不足が生じている場合には、提供体制の確保に向けた取り組みを推進します。

施策2の達成に向けた成果指標

一時預かり(一時保育)
実績(平成26年度)
実施保育園数 15園 → 目標(平成31年度)
16園

【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業内容	所管課
62	★通常保育事業	<ul style="list-style-type: none">○保護者の病気や就労により、家庭において子どもを十分保育することができない場合に、保育園において保育を実施します。(継続)○保育ニーズに対応した受け入れ体制の整備を図ります。(継続)	子ども家庭課

NO.	事業名	事業内容	所管課
63	★延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の保育時間を超える預かりを行う必要がある場合に、時間を延長して保育を実施します。(継続) ○多様化する勤務形態に対応し、就労を支援するため、開所時間の延長を図ります。(新規) 	子ども家庭課
64	★幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ○正規の教育時間を超えて園児を夕方まで預かります。(継続) 	学校教育課 子ども家庭課
65	★一時預かり(一時保育)	<ul style="list-style-type: none"> ○育児疲れの解消や勤務形態の多様化による一時的な保育需要に対応するため、事業の充実を図ります。(継続) ○一時保育が利用できる保育園を2園まで登録できるようにし、利用の円滑化を図ります。(継続) ○一時保育が利用できる保育園数を増やします。(継続) 	子ども家庭課
66	★一時預かり(託児)	<ul style="list-style-type: none"> ○育児疲れの解消や勤務形態の多様化による一時的な保育需要に対応するため、事業の充実を図ります。(継続) ○託児ルームにおいて早朝から夜間、月曜日を除き、毎日保育士が預かります。(継続) 	子ども家庭課
67	★子育て短期支援事業(ショートステイ)(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の病気や就労により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う一時預かりを実施します。(継続) ○一時的な保育需要に対応するため、事業の充実を図ります。(継続) 	子ども家庭課
68	★ファミリー・サポート・センター事業の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。(継続) ○依頼会員に対して支援会員が不足しているため、事業を周知し、支援会員の増加を図ります。(継続) 	子ども家庭課

NO.	事業名	事業内容	所管課
69	★留守家庭児童教室の充実及び指導員の育成(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ○昼間保護者等のいない留守家庭児童の健全育成のため、空き教室等を利用した留守家庭児童教室を設置し、児童の生活指導を行います。(継続) ○全教室4年生までの受け入れを行い、利用時間の見直しと利用料金の見直しを行います。(新規) ○指導員の育成と資質の向上を図ります。(継続) 	子ども家庭課
70	★病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> ○病気中、あるいは病気の回復期で集団保育が困難な子どもについて、医療機関に付設された専用スペース等において保育を行います。(継続) ○事業の積極的な周知・広報を行い、利用者の確保に努めます。(継続) 	子ども家庭課

基本目標6 要支援児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

施策1 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

- 児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に影響を及ぼす極めて重大な問題であり、根絶に向けた取り組みの一層の強化が必要となっています。
- 児童虐待は家庭内の問題として捉えられがちであり、被害が潜在化しやすい傾向にあります。子育てに対する不安や負担を感じている保護者に対する早期のアプローチと相談支援により、虐待を未然に防止していく必要があります。
- 本市では、家庭内で起こる子育て、親子関係、不登校、非行など様々な悩みや問題について、家庭児童相談員が面接や電話により相談を受け、必要に応じて子ども相談センター等の関係機関と連携を図り、相談指導や保護を行っています。また、保健、福祉、医療、教育、警察、司法、地域等の関係機関及び団体で組織する「関市要保護児童対策地域協議会」を設置し、実務者会議及び個別ケース会議において、要保護児童等に対する支援のための情報交換、啓発、研修、未然防止対策の検討を行っています。

施策の方向性

- 児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、関係機関のネットワーク化を図り、情報共有体制を強化します。
- より専門的な支援が求められる場合に、迅速かつ的確な対応を図れるよう、県の関係機関との連携体制を強化します。
- 子育て中の保護者の不安の解消、負担の軽減を図るため、相談支援体制の強化を図ります。

施策1 の達成に向けた成果指標

要保護児童対策

実務者会議回数

実績(平成26年度)

3回

目標(平成31年度)

4回

【具体的な取り組み】

N O .	事業名	事業内容	所管課
71	要保護児童対策地域協議会	○児童虐待防止ネットワークづくりを推進します。(継続)	学校教育課 子ども家庭課 保健センター
72	相談体制の充実	○関係機関との情報共有のための児童相談システムにより、連携体制の強化・円滑化を図ります。(継続)	子ども家庭課
73	生活相談の充実	○家庭児童相談室において、学校内のこと・いじめ・勉強・非行防止対策・母子相談・DV相談等について関係機関と連絡を密にし、家庭児童相談員、母子父子自立支援員（女性相談員）が相談指導を行います。(継続)	子ども家庭課

施策2 ひとり親家庭等への支援の推進

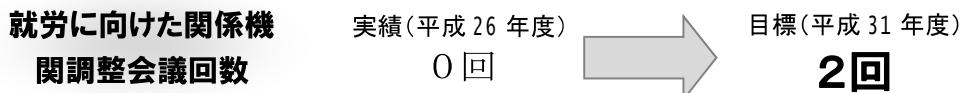
現状と課題

- 離婚件数の増加や非婚化の進行により、ひとり親家庭が増加しています。特に母子家庭においては仕事と家庭生活の両立など、複合的な課題を抱えやすく、また経済的な不安を抱えるケースが多くなっています。
- 子どもを安心して育てられるよう、相談支援、経済的支援、生活支援など、多方面からの支援を充実していく必要があります。

施策の方向性

- ひとり親家庭の自立促進に向けて、子育て・生活支援、就業支援策、経済的支援策等の総合的な自立支援を推進します。

施策2の達成に向けた成果指標



【具体的な取り組み】

No.	事業名	事業内容	所管課
74	ひとり親家庭相談の充実	○母子・父子家庭等に対する福祉向上のため、母子・父子自立支援員と関係行政機関との連携により、多様な生活相談に応じられる体制と指導を充実します。(継続)	子ども家庭課
75	児童扶養手当等の給付	○母子・父子家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童手当（子ども手当）、児童扶養手当の支給、小口貸付けなど、経済的支援を図ります。(継続)	子ども家庭課
76	仲良し親子の集いの実施	○母子・父子家庭等の親子のふれあい及び児童相互の交流を深めます。(継続)	子ども家庭課
77	就労指導の充実及び就労の場の確保	○経済的事情で子どもの養育が十分できない母子・父子に生活指導を行いながら、実社会で自立し、生活できるよう援助します。(継続) ○母子家庭の母に対し、職業能力の開発支援、修業期間中の生活支援を実施し、安定した就労を促進します。(継続)	子ども家庭課

施策3 障がい児施策の充実

現状と課題

- 国では、障がいの有無に関わらず支え合うことのできる「共生社会」の実現に向け、障がい者施策の充実を図っています。障がいのある子どもの育成においても、幼い頃から障がいのある子ども・ない子どもが身近な地域のなかでともに育つ環境の整備を進めていく必要があります。
- 平成23年度の「児童福祉法」の改正により、「児童発達支援」³「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」などの新たなサービスが創設されています。本市においては、「養護訓練センター」「中之保親子教室」及び「武芸川ことばの教室」の3か所を地域での療育の拠点として「児童発達支援センター」に位置づけ、子どもの能力や個性に合わせた支援を推進しています。また、保育園において障がいのある子どもを受け入れ、障がい児保育を実施しています。障がいのある子どもに対して適切な療育指導ができるよう、指導員の充実とともに専門性の向上を図っていく必要があります。
- 障がいのある子どもの育成においては、早期発見・早期療育から、就学・進路相談、就労支援など、成長段階に合わせた切れ目のない支援が必要です。関係機関との連携・情報共有体制を強化しながら、子どもの成育歴や特徴などを確認し、一人ひとりの個性や状況に応じた支援を行っていくことが重要です。
- 障がいのある子どもを持つ保護者は、障がいのない子どもの保護者とは違った困難に直面する可能性が大きく、心身の負担の軽減に向けた多様な支援が必要となっています。

施策の方向性

- 地域の療育環境の充実に向け、武芸川地区において西の拠点となる療育施設を整備します。
- 子どものライフステージに応じて適切な支援や指導が行えるよう、障がい児教育・保育に従事する職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。

施策3の達成に向けた成果指標

養育支援訪問実務 研修会回数	実績(平成26年度) 0回	目標(平成31年度) 1回
-------------------	------------------	------------------

³児童発達支援

「児童発達支援センター」と「児童発達支援事業」の2類型を有する事業。「児童発達支援センター」は、地域の中核的な療育支援施設であり、「児童発達支援事業」は身近な療育の場として位置づけられている。

【具体的な取り組み】

N O .	事業名	事業内容	所管課
78	児童発達支援センターの充実	○武芸川地区において西の拠点となる療育施設を整備し、養護訓練センターに集中する通所児を分散することにより、ゆとりのある療育環境を整備します。	福祉政策課
79	★養育支援訪問事業	○出産期から保育園入園期までの期間に、児童を養育することに支援が必要な家庭に相談員や保健師が訪問し、支援の必要な子どもの早期発見、対応を図ります。(継続)	子ども家庭課 保健センター
80	保育所等訪問支援の推進	○療育施設の職員が保育園を訪問し、障がいのある子どもの保育園での集団生活の適応に向け、訪問先のスタッフに対して専門的な支援を行います。(継続)	福祉政策課
81	障がい児保育の充実	○保育園における障がいのある子どもの受け入れを促進し、障がいの有無に関わらずともに育つ環境づくりを進めます。 (継続) ○子どもの発達段階を考慮した適切な保育を進めます。(継続) ○民間保育園での受け入れがスムーズに実施できるよう、加配保育士配置のための財政支援を行います。(継続)	子ども家庭課
82	就学相談、指導体制の充実及び就学指導委員会の充実	○障がいの種類と程度に応じて適切な教育を行い、能力を最大限に伸ばすために就学相談、指導体制、就学指導委員会の充実を図ります。(継続)	学校教育課
83	障がい児教育の充実	○発達障がい児や知的障がい児を対象とした教育体制の充実を図ります。(継続)	学校教育課 (子ども家庭課)
84	放課後等デイサービスの推進	○学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中ににおいて生活能力向上のための訓練の場を提供するとともに、放課後等の居場所としての活用を図ります。(継続)	福祉政策課
85	関係機関との連携による総合的な相談、指導の充実	○関係機関と連携を保ち、総合的な相談指導の充実を図ります。 ○相談員・指導員の資質向上を図るため、研修の充実を図ります。(継続)	福祉政策課
86	職員の処遇改善	○保育士、相談員、指導員の働く環境を整え、処遇改善を進めます。	職員課 子ども家庭課